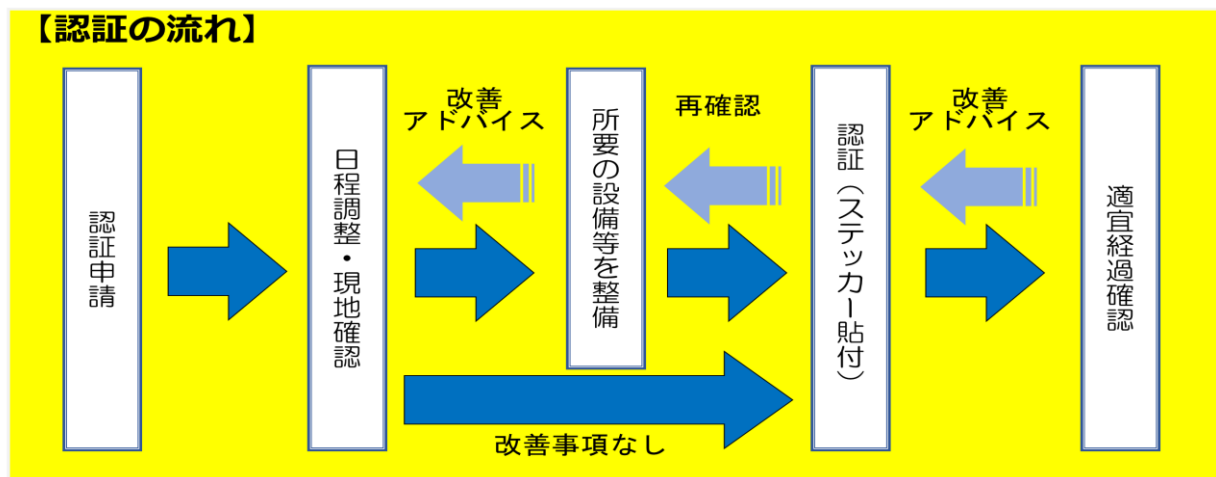


各位
（飲食店の皆様へ）

熊本県商工労働部

「飲食店に係る熊本県感染防止対策認証制度」のお知らせ

熊本県では、国が定める「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に沿って本県独自の認証基準を定めるとともに、感染リスク最小化に向けた新たな認証制度を以下のとおりスタートいたします（八代市においては、県の認証基準に合わせた上で、同市が実施主体となります。）。つきましては、県民、飲食店、行政の三者が一緒になって取り組む「安心して会食・飲食できる環境づくり」のため、本制度について何卒御理解・御協力いただきますようお願いいたします。



【新たな制度の概要】

①飲食店の皆様に行っていただくこと

（１）感染対策防止認証基準に沿ったセルフチェック（別紙Bをご参照ください）

※感染防止に必要な物品など（アクリル板など）については、補助制度を創設予定です

（２）チェック項目が満たされていれば認証申請

②認証申請受付後、順次現地確認に伺います

③基準に適合している場合、後日認証ステッカーを交付します

④認証ステッカーを店内の見えるところに掲示してください

⑤認証ステッカー交付後も、基準の適合状況の確認のため現地確認を行います

☆【お問合せ先】

熊本県感染防止対策認証制度事務局 TEL：096-353-6330（平日 10:00～18:00）

令和3年（2021年）6月14日（月）10時から受付開始

※八代市内の飲食店はこちら → 安心なまちやつしろプロジェクト推進会議事務局

TEL：0965-32-6194（平日 10:00～17:00）

（添付資料）

A 「飲食店に係る熊本県感染防止対策認証制度」のチラシ（裏面）

B 飲食店に係る熊本県感染防止対策認証基準表（チェックリスト）

C 申請中の場合の暫定表示紙（参考）

※申請後認証されるまでの措置としましては、別紙Cに必要事項を記載のうえ、入口・店内に掲示するなどとして御活用ください。

〔注意〕これまで各市町村において個別にステッカー配布等が行われていた地域においても、新たな統一基準により、県が認証を行うこととなりますので、御理解の程よろしくをお願いいたします。（八代市を除く）

飲食店に係る熊本県感染防止対策認証制度

がスタートします

熊本県では、感染力の強い変異株による第四波の感染拡大を受け、更なる感染防止対策の徹底が必要な状況となっていることを踏まえ、県内統一の基準による飲食店認証制度を、**令和3年6月14日からスタート**します。

また、安心して会食を楽しめる飲食店として、積極的なPRを行ってまいります。

◇ 認証基準は？

「アクリル板等の設置（座席等の間隔の確保）」、「手指消毒の徹底」、「食事中以外のマスク着用の推奨」、「換気の徹底」を含む**全38項目**の感染防止対策に取り組む店舗を認証します。※別添『熊本県感染防止対策認証基準』をご参照ください。

アクリル板等の設置 (座席の間隔の確保)

- パーティションなどによる遮蔽
又は
- 座席ごとの距離を最低1m以上確保

手指消毒の徹底

- 店内入口に消毒設備を設置し、入場時に必ず、従業員が来店者に呼びかけなどを行い、手指消毒を実施

食事中以外のマスク 着用の推奨

- 飲食時以外はマスク着用を周知するとともに、定期的な手洗い・手指消毒を要請

換気の徹底

- 2方向の窓等を30分に1回、5分程度、全開
又は
- 換気設備により必要換気量を確保

◇ 認証ステッカー（※イメージ）



現地を確認し、認証基準を満たしていることが確認できた店舗には、県が作成したステッカーをお送りします。ステッカーには認証番号が入る予定です。